

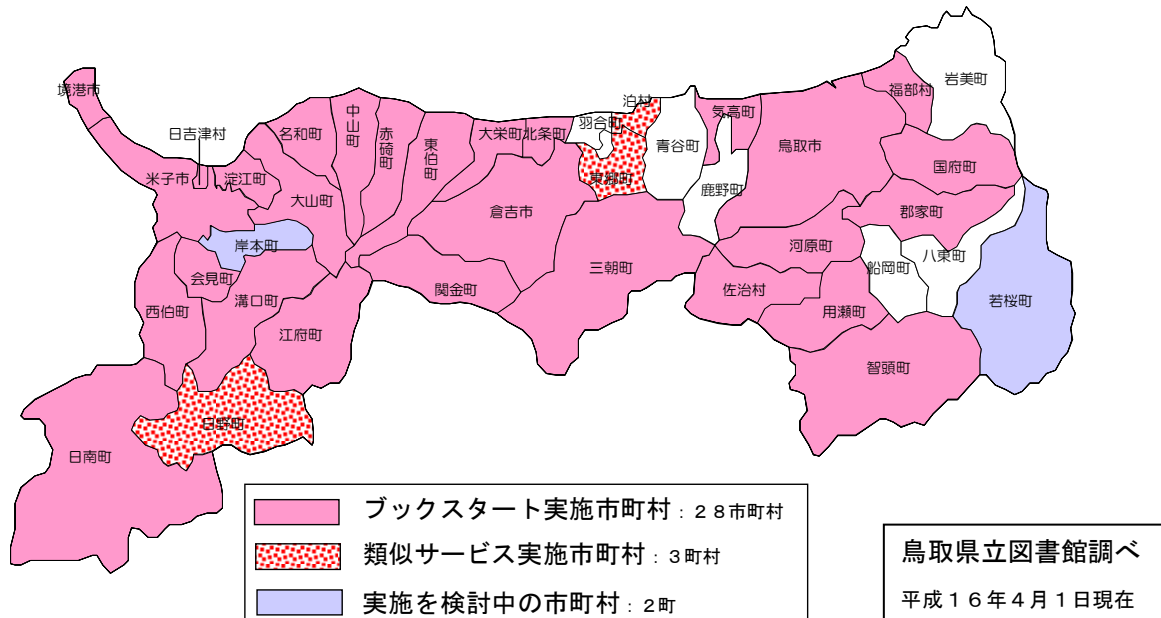
資料編



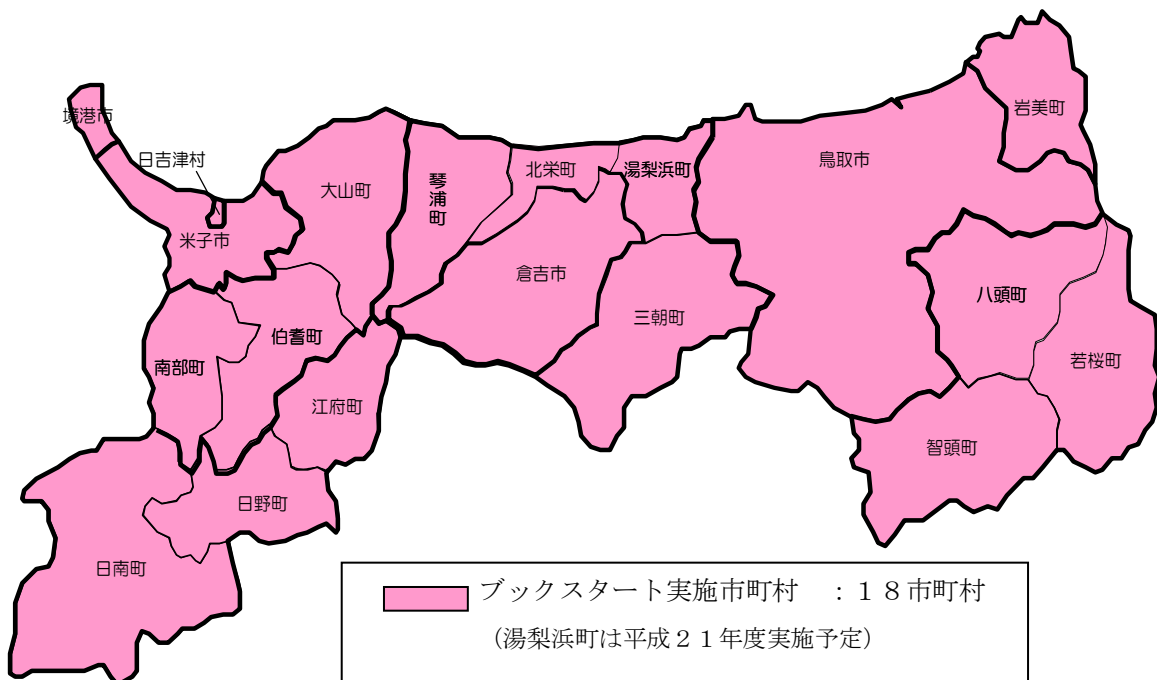
①ブックスタートの実施市町村の推移

(平成16年度～平成20年度)

H16 ブックスタートへの取組状況



H20 ブックスタートの取組状況



ブックスタートとは
・赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくります。
・絵本を開く楽しい体験といっしょに、絵本などが入ったブックスタート・バックを手渡します。
・地域に生まれたすべての赤ちゃんを保護者を対象に、市区町村自治体の事業として行われます。
・地域の赤ちゃんが集まる0歳児健診などで実施されます。
(※NPO法人ブックスタートのホームページ「ブックスタートとは」より抜粋)

鳥取県立図書館調べ
平成20年4月1日現在

②「朝の読書」取組状況の推移 (平成16年度～平成20年度)

H16 「朝の読書」取組状況

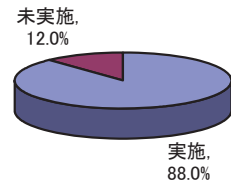
鳥取県の実施状況		内 訳		
		小学校	中学校	高等学校
実施校数	227	158	54	15
未実施校数	31	3	9	19

* 国立学校・私立学校を含む

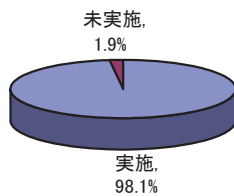
* 学校から回答のあったデータをのみをカウントしたもの

朝の読書推進協議会調べ(H16. 6. 25現在)

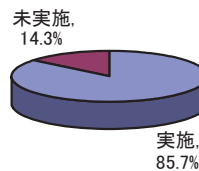
鳥取県の実施率(小・中・高校)



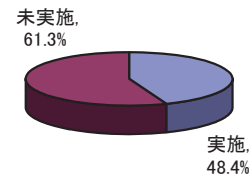
小学校



中学校



高等学校



H20 「朝の読書」取組状況

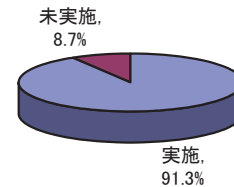
鳥取県の配置状況		内 訳		
		小学校	中学校	高等学校
実施校数	220	145	59	16
未実施校数	21	4	4	13

* 国立学校・私立学校を含む

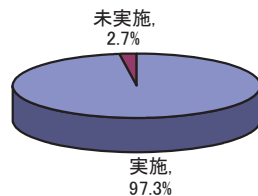
* 学校から回答のあったデータをのみをカウントしたもの

朝の読書推進協議会調べ(H20. 5. 9現在)

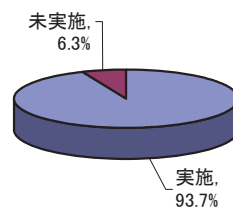
鳥取県の実施率(小・中・高校)



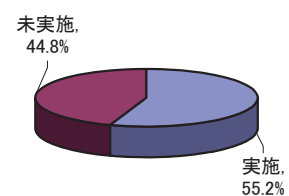
小学校



中学校



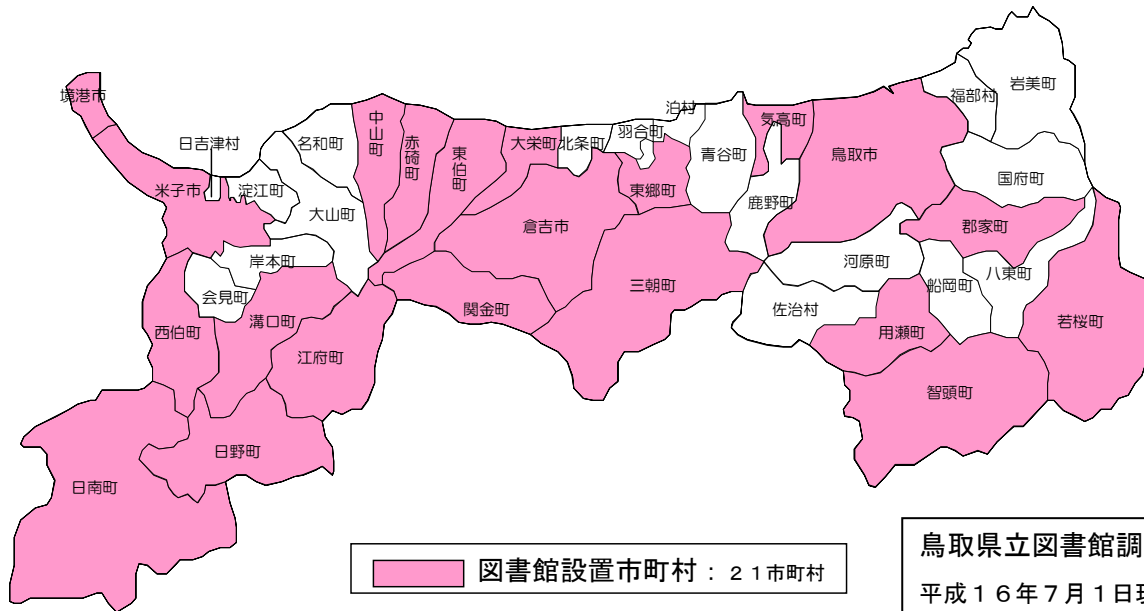
高等学校



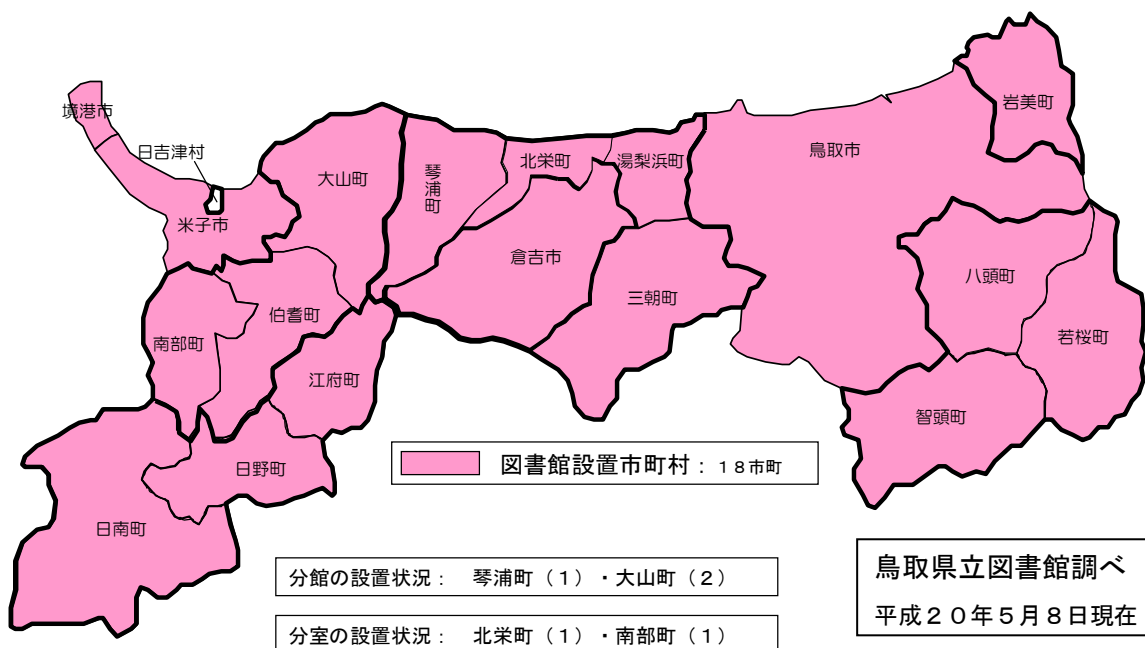
③市町村図書館整備状況の推移

(平成16年度～平成20年度)

H16 市町村図書館の整備状況



H20 市町村図書館の整備状況

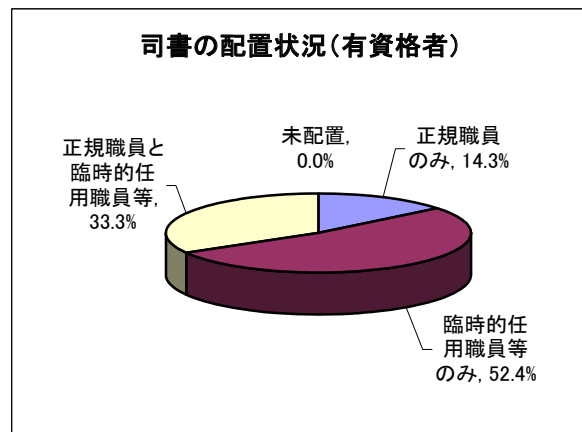
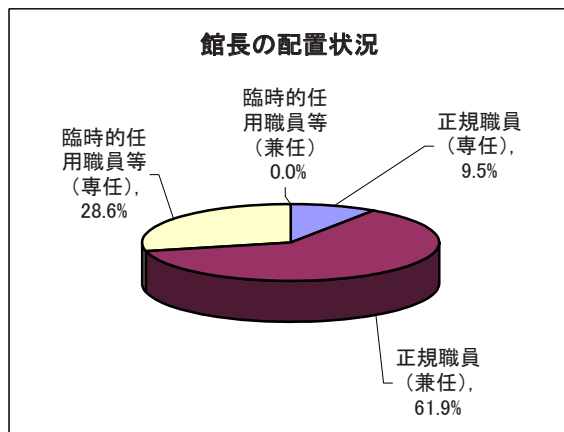


④市町村図書館の館長・司書配置状況の推移 (平成16年度～平成20年度)

H16 市町村図書館の館長・司書配置状況

館長の配置状況	館数
正規の職員(専任)	2
正規の職員(兼任)	13
臨時的任用職員等(専任)	6
臨時的任用職員等(兼任)	0

司書の配置状況(有資格者)	館数
正規職員のみ	3
臨時的任用職員等のみ	11
正規職員と臨時的任用職員等	7
未配置	0



鳥取県立図書館調べ(H16. 7月現在)

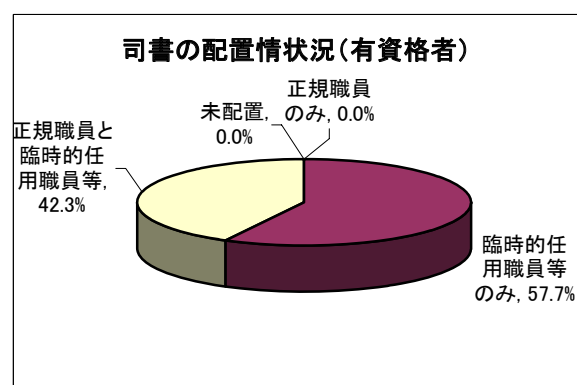
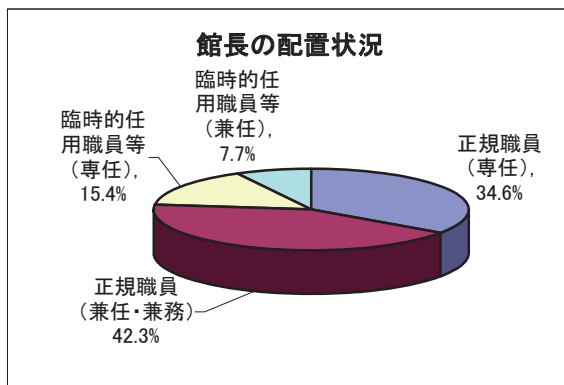
H20 市町村図書館の館長・司書配置状況

館長の配置状況	館数
正規の職員(専任)	9
正規の職員(兼任・兼務)	11
臨時的任用職員等(専任)	4
臨時的任用職員等(兼任)	2

* 兼務は中央館と兼務

* 八頭町の船岡・八束を図書室を除く

司書の配置状況(有資格者)	館数
正規職員のみ	0
臨時的任用職員等	15
正規職員と臨時的任用職員等	11
未配置	0



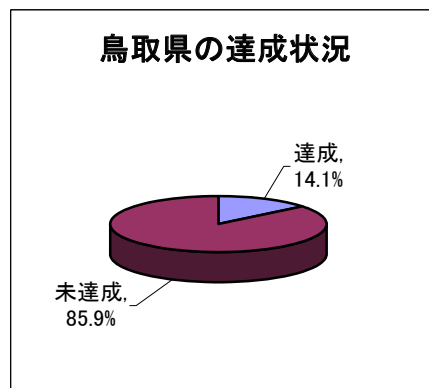
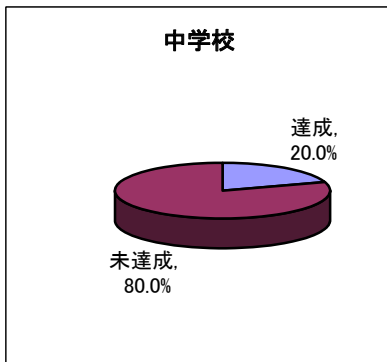
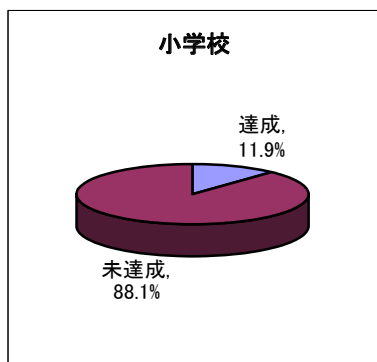
鳥取県立図書館調べ(H20. 4現在)

⑤県内小・中学校の学校図書館図書標準達成状況の推移 (平成15年度～平成19年度)

H15 小・中学校の図書館図書標準達成状況

鳥取県の達成状況		内 訳	
		小学校	中学校
達成校数	31	19	12
未達成校数	189	141	48

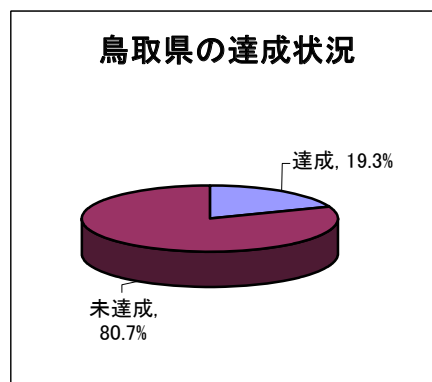
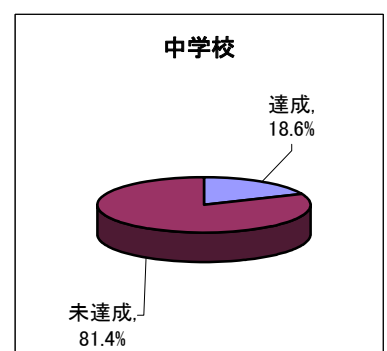
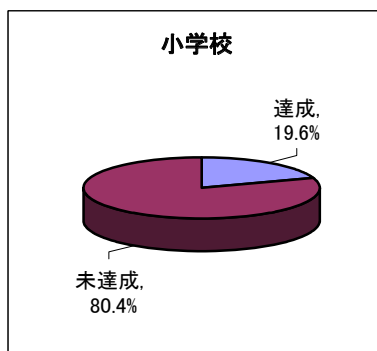
鳥取県教育委員会調べ
(H16. 3現在)



H19 小・中学校の学校図書館図書標準達成状況

鳥取県の達成状況		内 訳	
		小学校	中学校
達成校数	40	29	11
未達成校数	167	119	48

鳥取県教育委員会調べ
(H20.3現在)



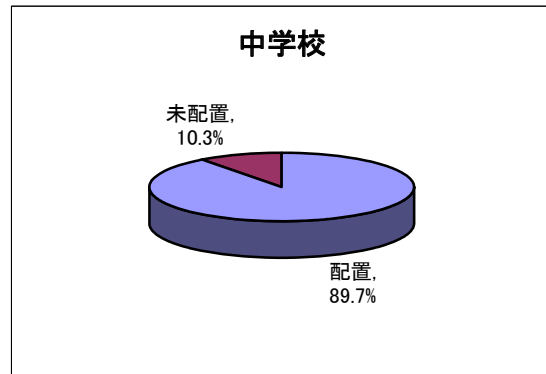
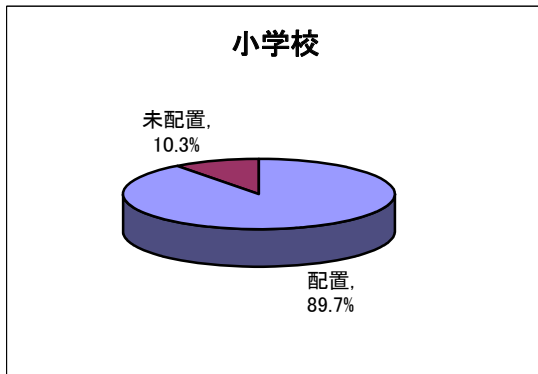
(学校図書館図書標準)学校規模に応じて文部科学省が定めているもの		
学級数	小学校(蔵書冊数)	中学校(蔵書冊数)
1	2,400	4,800
2	3,000	4,800
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

⑥学校図書館専任職員配置状況の推移 (平成16年度～平成20年度)

H16 小・中学校における学校図書館専任職員の配置状況(市町村・学校組合)

鳥取県の配置状況	内 訳	
	小学校	中学校
配置市町村数	35	35
未配置市町村数	4	3

鳥取県教育委員会調べ
(H16. 5現在)

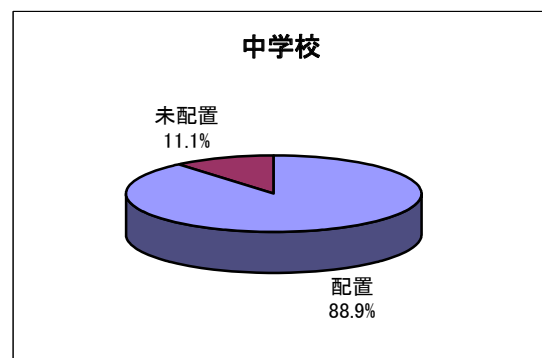
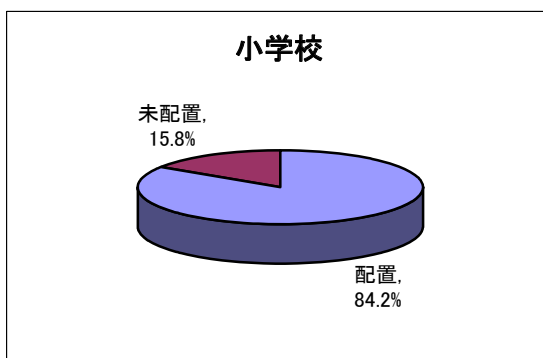


* 市町村には学校組合を含む

H20 小・中学校における学校図書館専任職員の配置状況(市町村・学校組合)

鳥取県の配置状況	内 訳	
	小学校	中学校
配置市町村数	16	16
未配置市町村数	3	2

鳥取県立図書館調べ
(H20. 4現在)

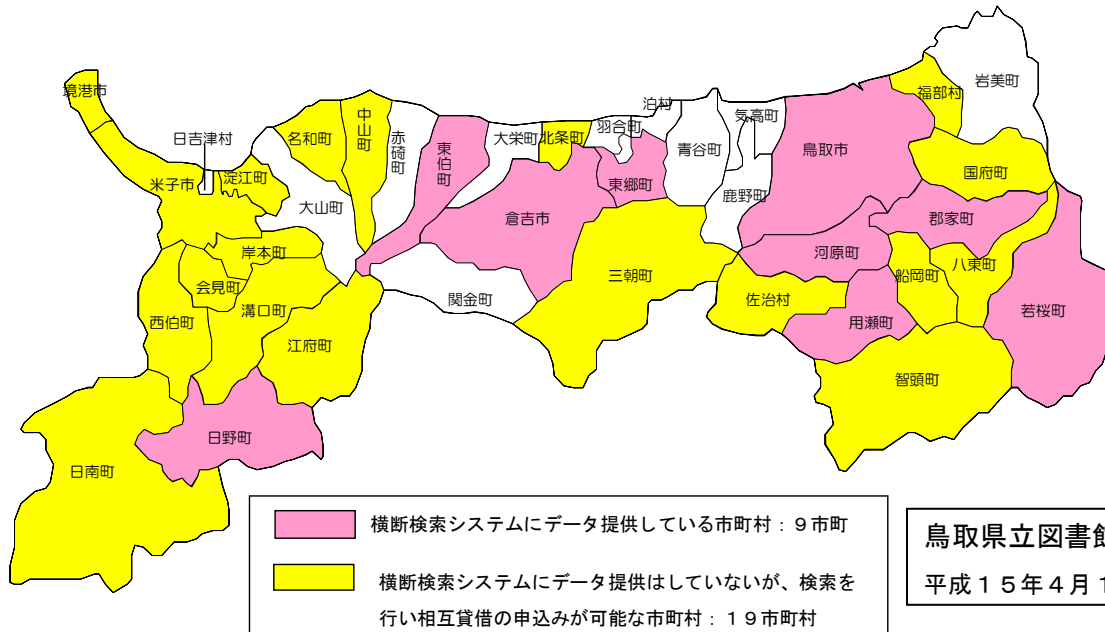


* 市町村には学校組合含む

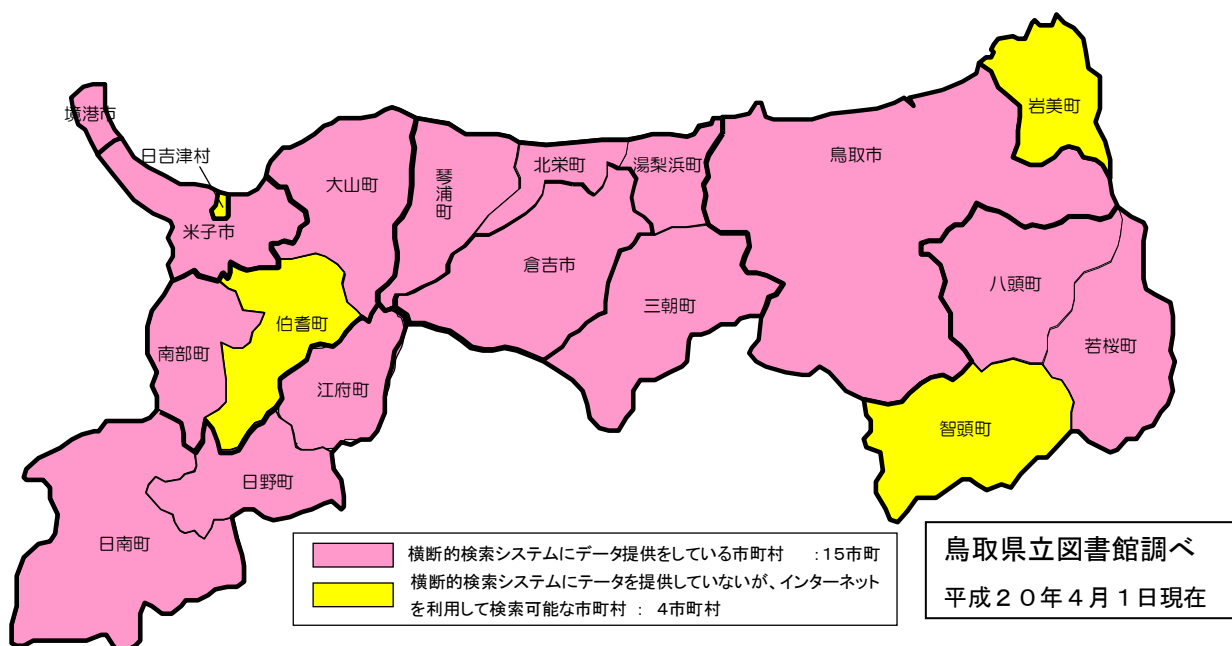
⑦市町村図書館・公民館図書室の横断検索状況

(平成15年度～平成20年度)

H15 市町村図書館・公民館図書室の横断検索状況



H20 市町村図書館・公民館図書室の横断検索状況



⑧鳥取県内「子どもの読書活動推進計画」策定状況

平成20年4月1日現在
家庭・地域教育課調べ

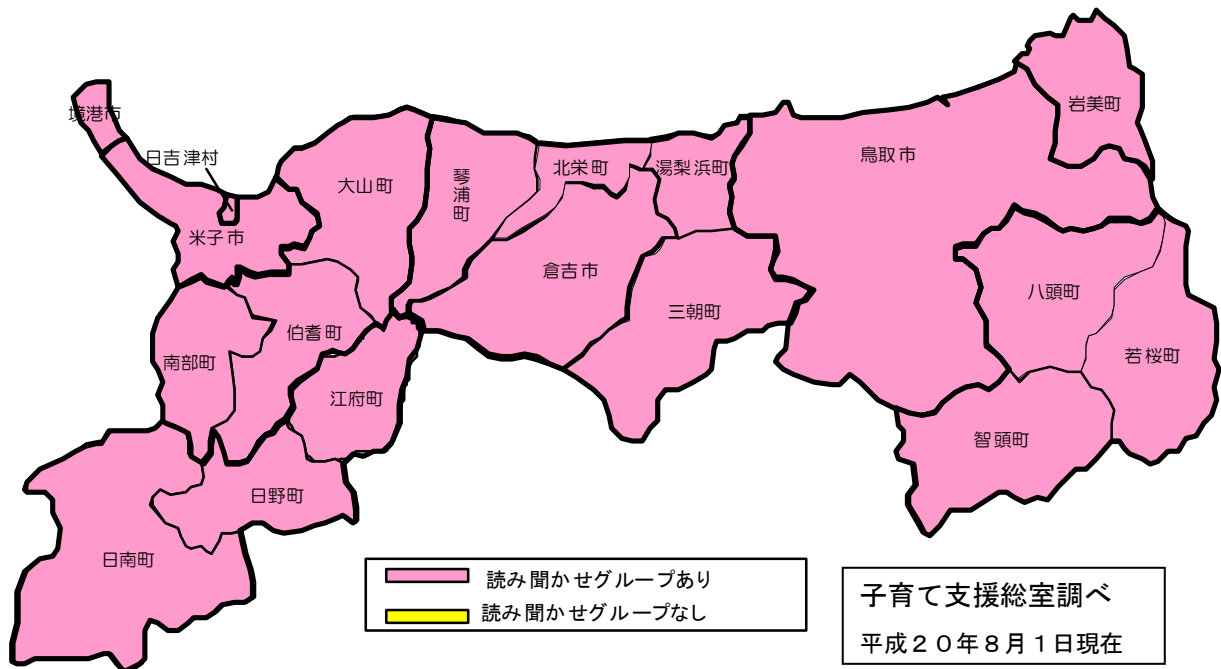
○県の策定状況 名称：「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」
策定年月日：平成16年4月23日

○市町村の策定状況（市町村数：19）

No.	市町村名	策定状況	策定状況
		（平成20年4月1日現在）	（平成17年3月31日現在）
1	鳥取市	平成19年3月策定	策定するか否か検討中
2	米子市	平成19年3月策定	平成17年度策定作業予定
3	倉吉市	平成17年10月策定	平成17年3月末策定予定
4	境港市	平成17年6月策定	平成17年3月末策定予定
5	岩美町	策定準備中	策定するか否か検討中
6	八頭町	策定を検討中	策定するか否か検討中
7	智頭町	策定を検討中	策定予定なし
8	若桜町	今後検討する予定	策定予定なし
9	三朝町	平成18年4月策定	策定するか否か検討中
10	北栄町	策定を検討中	策定予定なし （北条町、大栄町とも）
11	湯梨浜町	策定を検討中	策定するか否か検討中
12	琴浦町	策定準備中	策定するか否か検討中
13	大山町	平成18年12月策定	平成17年度策定作業予定
14	日吉津村	策定を検討中	策定予定なし
15	南部町	平成17年10月策定	平成16年8月1日策定
16	伯耆町	策定を検討中	策定予定なし
17	日南町	平成19年2月策定	平成17年3月末策定予定
18	日野町	策定準備中	策定するか否か検討中
19	江府町	策定を検討中	策定するか否か検討中
策定済み市町村		8市町	1町

⑨県内読み聞かせグループの状況

平成20年度 読み聞かせグループの状況



市町村別読み聞かせグループ数

地区	市町村名	団体数
東部	鳥取市	25
	岩美町	3
	八頭町	2
	若桜町	1
	智頭町	1
中部	倉吉市	5
	湯梨浜町	2
	三朝町	*1
	北栄町	3
	琴浦町	5

地区	市町村名	団体数
西部	米子市	10
	境港市	4
	南部町	1
	伯耆町	1
	日吉津村	1
	大山町	4
	日南町	2
	日野町	1
	江府町	1
合 計		73

* 三朝町については、家庭・地域教育課調べ

(平成20年12月1日)

1 鳥取県内図書館一覧

●市町立図書館

図 書 館 名	所 在 地	休館日	電話番号
鳥取県立図書館	680-0017 鳥取市尚徳町 101	第2木／月末	0857-26-8155
鳥取市立中央図書館	680-0845 鳥取市富安2丁目 138-4	火／終木	0857-27-5182
鳥取市立気高図書館	689-0334 気高町北浜 3-121-6	火／終木／祝日 祝日の翌日	0857-37-6036
鳥取市立用瀬図書館	689-1201 用瀬町用瀬 104-2	火／終木／祝日 祝日の翌日	0858-87-2702
米子市立図書館	683-0822 米子市中町 8	月／月末	0859-22-2612
倉吉市立図書館	682-0816 倉吉市駄経寺町 187-1	月／祝翌／終木	0858-47-1183
倉吉市立せきがね図書館	682-0402 関金町大鳥居 193-1	月／祝翌／終木	0858-45-2523
境港市民図書館	684-8501 境港市上道町 3000	月／月末／祝日	0859-47-1099
岩美町立図書館	681-0003 岩美町浦富 1038-6	祝日／終火	0857-72-0510
八頭町立郡家図書館	680-0463 八頭町宮谷 256-4	月／終木／祝日＊	0858-72-6660
わかさ生涯学習情報館	680-0701 若桜町若桜 751	月／終木／祝日	0858-82-6860
智頭町立智頭図書館	689-1402 智頭町智頭 2076-2	月／終木／祝日	0858-75-4123
湯梨浜町立図書館	689-0714 湯梨浜町龍島 497	月／終金／祝日	0858-48-6012
町立みささ図書館	682-0195 三朝町大瀬 999-2	月／終木／祝日＊	0858-43-1145
北栄町図書館	689-2221 北栄町由良宿 803-1	月／終木／祝日＊	0858-37-5515
北栄町図書館北条分室	689-2111 北栄町土下 112	月／終木／祝日	0858-36-2062
琴浦町図書館	689-2303 琴浦町徳万 266-5	月／4水	0858-52-1115
赤碕分館	689-2501 琴浦町赤碕 1140-1	月／4水	0858-55-7547
南部町立図書館	683-0351 南部町法勝寺 342	月／月末／祝日	0859-66-4463
南部町立図書館分室	683-0201 南部町天萬 558 あいみ公民館内	月／月末／祝日	0859-64-3789
大山町立図書館	689-3111 大山町赤坂 766-1	月／終木／祝日	0858-49-3010
大山町立図書館 大山分館	689-3332 大山町末長 269-1	祝日	0859-53-3003
大山町立図書館 名和分館	689-3211 大山町御来屋 263-1	祝日	0859-54-2688
伯耆町溝口図書館	689-4292 伯耆町溝口 652-1	月／月末／祝日	0859-62-0717
日南町図書館	689-5212 日南町霞 785	月／1水／祝日	0859-77-1112
日野町図書館	689-4503 日野町根雨 129-1	火／月末／祝日	0859-72-1300
江府町図書館	689-4401 江府町江尾 1944-2	4木	0859-75-2005

< 年末年始は全館休館 >

＊印は、一部祝日開館

●大学、高等専門学校図書館

館 名	所 在 地	休館日	電話番号
鳥取大学附属図書館	680-8554 鳥取市湖山町南 4-101	HP を参照	0857-31-5672
鳥取大学医学図書館	683-8503 米子市西町 86	HP 参照	0859-38-6461
鳥取短期大学図書館	682-8555 倉吉市福庭 854	土・日／祝日	0858-26-9121
米子工業高等専門学校 図書館情報センター	683-8502 米子市彦名町 4448	日／月末／祝日	0859-24-5028
鳥取環境大学情報メディア センター	689-1111 鳥取市若葉台北 1-1-1	日／月末／祝日	0857-38-6700

●公民館図書室

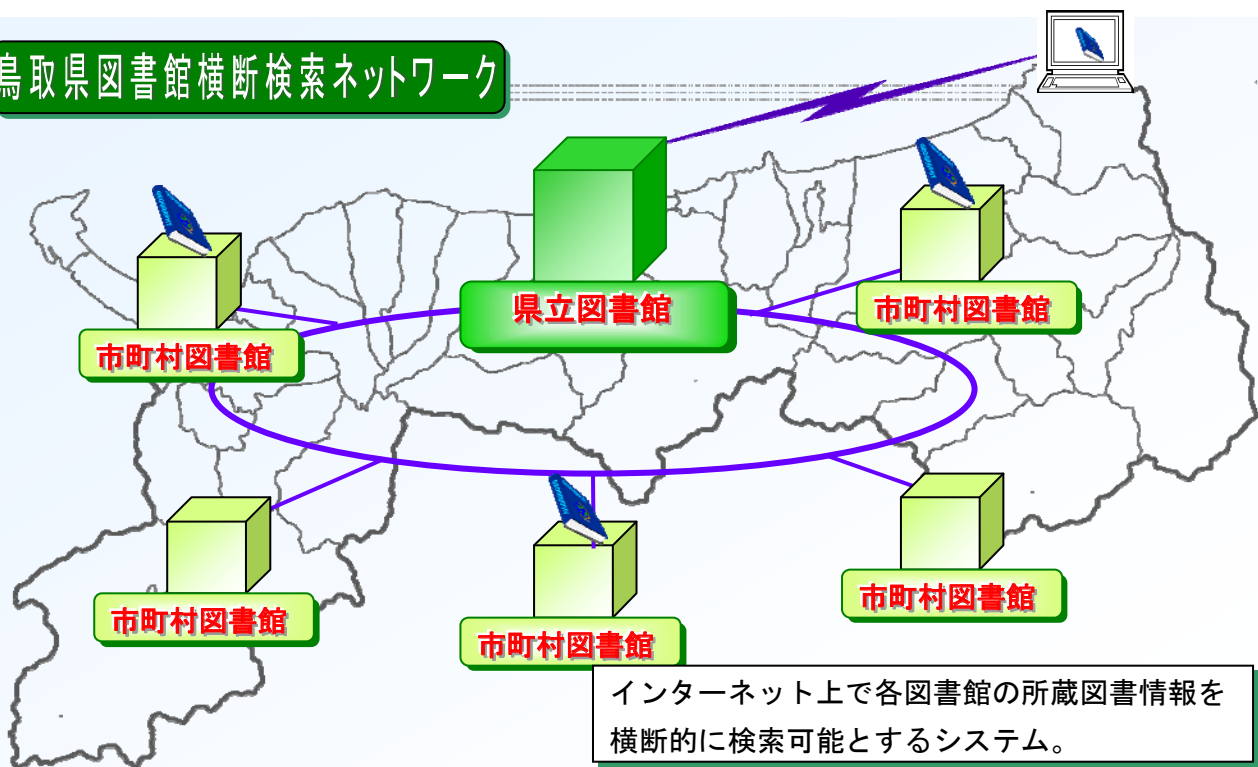
館 名	所 在 地	休館日	電話番号
日吉津村中央公民館	689-3553 日吉津村日吉津 965-1	月／祝日	0859-27-0606

●その他の図書館

館 名	所 在 地	休館日	電話番号
鳥取県ライトハウス点 字図書館	683-0001 米子市皆生温泉 2-19-48	土・日・祝日	0859-22-6400

2 鳥取県の図書館ネットワーク

鳥取県図書館横断検索ネットワーク



鳥取県立図書館への予約
WEB上で予約可能

物流ネットワーク

サービス対象

- ・市町村図書館
- ・高等学校
- ・大学
- ・類縁機関



3 鳥取県子どもの読書活動推進委員会設置要綱

（目 的）

第1条 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンを基準とし、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、鳥取県子どもの読書活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（任 務）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンの改訂に関すること。
- （2）本県における子どもの読書活動推進に係る施策に関すること。
- （3）その他必要な事項に関すること。

（構 成）

第3条 推進委員会は、委員及び事務局員をもって構成する。また必要に応じてアドバイザーを会議に招集することが出来る。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長が必要を認めた人物を、アドバイザーとして召集することが出来る。

（職 務）

第4条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会 議）

第5条 推進委員会の会議は、委員長が議長となる。

- 2 委員に特別の事情がある場合には、代理者が出席することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（任 期）

第6条 委員の任期は、就任の日から平成21年3月31日までとする。

（事務局）

第7条 推進委員会の事務局は、鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月15日から施行する。

平成16年5月10日一部改正

平成17年6月16日一部改正

平成18年9月12日一部改正

平成20年2月 5日一部改正

4 鳥取県子どもの読書活動推進委員会委員名簿

推進委員会委員（12名）

氏 名	役 職 等
伊藤 千代	米子市立図書館総括司書
上田 千代	鳥取県立智頭農林高等学校司書
岸本 修	鳥取市立用瀬図書館館長
井澤 尚之	鳥取県書店商業組合理事
齊木 恭子	鳥取短期大学教授
繁内 靖彦	若桜町立若桜小学校教諭
清水 行人	子ども読書ネットワークけたか代表
下吉 素子	おはなしの会ポケット代表
伊達季代子	私立愛真幼稚園園長
妻由 静代	北栄町図書館係長
中尾有希子	鳥取県立図書館児童図書係長
山口 隆之	大山町長

（五十音順）

5 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号制定

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

6 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会における附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

7 文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るた

め、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 国民読書年に関する決議

衆議院本会議

国民読書年に関する決議（第一六九回国会、決議第二号）

平成20年6月6日

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年（西暦一九九九年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年（西暦二〇〇一年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年（西暦二〇〇五年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年（西暦二〇一〇年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

（笹川堯君外十二名提出）

参議院本会議

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

（西岡武夫君外六名発議）

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン

平成21年3月発行

発行：鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

TEL：0857-26-7521

FAX：0857-26-8175